

事務連絡
令和6年12月9日

大学入学者選抜協議会座長
川嶋 太津夫 殿

全国高等学校長協会
会長 内田 隆志

総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施にあたり 留意すべき事項等における照会事項への回答について

令和6年10月11日付け事務連絡「総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施にあたり留意すべき事項等について（照会）」に対して、本協会からの意見を別添の通り回答します。

以上

【連絡先】

全国高等学校長協会
事務局長 宮本 久也
〒105-0003
東京都港区西新橋2-5-10
NBC 西新橋ビル 4階
TEL 03-3580-0570
FAX 03-3580-5630
E-mail : kyokai@zen-koh-choh.jp

別 添

令和7年度大学入学者選抜実施要項の基本方針において、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入に配慮する。」と記載され、「あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の11(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。」とある。さらに、「能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能
 - ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力
 - ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」
- とも記述されている。しかしながら、今般、一部の大学においてこの要項の趣旨を踏まえず、高等学校教育における学びの継続性や教育課程に影響を与えかねない、早期選抜が実施されていることに憂慮し、正常な高等学校における教育と大学における教育の接続が実施されるようお願い本協会として下記のとおり回答いたします。

記

【照会事項（1）】

現在、各大学が実施している総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握のための措置に関して、改善されるべき点（日程、内容等）は何か。

令和7年度大学入学者選抜実施要項においては、「総合型選抜において詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法として規定しており、実施にあたって以下の点に留意する。」とある。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料（入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等）を積極的に活用する。
- ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等（小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等）のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

また、学校推薦型選抜については「推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法」として規定している。

① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

さらに、個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、令和7年2月1日から3月25日までの間と明示されたおり、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮するとも示されている。

このように、総合型選抜や学校推薦型選抜では入試方法の多様化、評価尺度の多元化に対する大学の努力の一環であり、選考に当たり丁寧な資料の見取りとそれに係る時間を相応に有することから、一般選抜に比して早期に実施されているものと理解している。

しかしながら、一部大学における選抜では、このことが守られておらず、大学における企業就職活動で大学教育に影響が出ていることと同様に、高等学校教育に影響が生じるものであり、改善を求めたい。

○ 総合型選抜や学校推薦型選抜において、基礎学力把握のために「学力検査」を実施する場合は、2月1日以前の実施は禁止し、2月1日以前に実施する場合には、大学入学共通テストの受験を必須にしてその成績を活用することに統一すべきできあがる。

○ 学校推薦型選抜においては、大学側の推薦基準の中に、必要な教科・科目やその学力基準等を明示されているので、高等学校側が校内選考の過程で推薦の適否を判断している。この過程を経るのであれば、受験者の学力水準は一定程度担保されると考えられ、このために大学側が基礎学力テストを12月等の早期に実施する意義は感じられない。

○ 学校推薦型選抜においては、高等学校での履修科目の条件や平均評定などの出願条件が示されないと、高等学校として推薦することが困難である。今年度、履修科目や平均評定基準のない公募制で基礎学力テスト型の学校推薦型選抜が実施されたことは、この観点からも問題がある。このような方法で選抜を実施するのであれば、総合型選抜として行うべきである。

○ 総合型選抜や学校推薦型選抜において、基礎学力を把握する場合には、志望する分野に関する教科の学力試験に加え、大学入学者選抜実施要項の趣旨を踏まえ小論文、面接のいずれかを課すべきである。

○ 学校推薦型選抜でありながら併願可能な一般の当該大学の入学選抜の実施に対し、高等学校側が困惑し不適切と考える点は、平均評定等の出願資格が設けられていないこと、学校推薦型選抜としては実施の時期が遅いこと、全体の募集人員が多い上に学校単位の推薦人数が定められていないこと、学部の枠を超えて受験者の志望する学科に関わらず併願が可能なこと、学力把握のための教科数が2教科と少ないこと、英語外部資格試験の活用が可能で結果的に1教科のみの学力試験となること、基礎学力テストのみで面接等を実施せず実質一般選抜と変わらないこと、最終的な繰り上げ合格発表が3月初旬と極めて遅いこと等である。

○ 学校推薦型選抜においては、合格後、各大学等において入学までの期間の入学前学習指導の充実について高大接続に配慮したうえで実施していただきたい。

○ 総合型選抜において、高等学校での履修科目の条件や平均評定などの出願条件が示される

場合と示されない場合とがある。総合型選抜の趣旨から、各大学等のアドミッション・ポリシーに適合していれば合否は各大学の判断で構わないと考えるが、各大学の入試要項で示されている出願資格を満たしていなくても出願可とし合格に至るケースがあり、この点において不公平な選抜となっている場合がある。

- 総合型選抜の募集人員と受験者数が増加の一途を辿っており、指導する高等学校側も大学の意図を明確に把握できない状況があり、指導が十分に行き届かない場合がある。また、選抜の配点等も不明確なものも多く、生徒の学力を大学側が把握できているか不透明に感じる。
- 総合型選抜は、大学等がアドミッション・ポリシーに基づいて求める人材を学力の三要素を踏まえて選抜する趣旨のものであるから、単に学力のみを問うことはしないこと及び選抜の時期を厳守することが重要である。
- 総合型選抜や学校推薦型選抜の日程が早すぎることで、試験を課す教科数が少なく、学力の把握が十分でないことは、合格した受験者の学問探究に対するモチベーションの低下や一般選抜合格者との学力差の拡大など受験生と大学双方にとってデメリットが大きいと考える。
- 総合型選抜や学校推薦型選抜においては、推薦型選抜に特化した指導を行う予備校や塾等が、事前作成形式のレポート等を指導している実態がある。受験者本人以外の代筆等が可能な受験環境であり、受験者本人の学力把握のための選抜方法として機能していない。この点からも、公平な学力把握の方法としては、入学試験当日に試験会場で行う方法が適切である。
- 総合型選抜や学校推薦型選抜においては、レポートやプレゼンテーション等の事前課題を課す大学等があり、AIを用いて作成してはならないとの注意を示している大学等が増えつつあるが、実質的に受験者がAIを用いて課題を作成しても見抜くことは困難であると考えられる。公平な学力把握のための選抜方法としては、自宅等において作成する事前課題ではなく模擬講義等の受講レポートを入学試験当日に試験会場において書かせるなどの工夫をするべきである。

【照会事項（2）】

総合型選抜や学校推薦型選抜において学力把握を実施する場合に、例えば、現行の「個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）に加え、総合型選抜や学校推薦型選抜において基礎学力の定着度合いを評価・判定に用いることを目的とする評価方法を新たに整理するという方法も考えられる。

こうした整理の是非や、仮に実施する場合にどのような方法（実施方法、出題範囲やそれを踏まえた実施タイミング等）が適切と考えられるか。またどのような点に留意すべきと考えられるか。

- 大学入学共通テストの受験を必須とすることが、実施時期や出題範囲を留意した入試とするには最も妥当な選抜方法である。
- 基礎学力の定着度合いを評価・判定に用いることを目的とする評価方法を新たに整理することは必要である。その際には、学校推薦型選抜においては、学習指導要領での必修科目を中心として、主に高等学校第2学年までに履修を終了する科目とすることが望まれる。また、総合型選抜においては、各教科等の基礎的内容を理解していることで解答可能な教科等を横断する形式の検査が望ましい。いずれの選抜においても、高等学校2学年後半以降に英語検定や数学検定などの一定の評価のある外部検定試験を課すことも考えられるが、高等学校の所在地や生徒の家庭状況等、受験者側の状況が様々であることを慎重に考慮の上検討されたい。
- 学力検査において実力を発揮することが苦手な生徒でも、探究型の学習能力や意欲が高い

生徒もみられる。それぞれの選抜方法において、その特長を生かしながら、高等学校で育成する学力のどの面を重視するかを明確にした選抜方法とすることが重要である。

- 高等学校の年間授業計画を考えると、12月までに個別の学力検査を実施することは不適當である。学習指導要領を前倒しして指導を行うことができる中高一貫教育校等に在籍する一部の生徒が有利となり、地域格差や経済格差も生じる可能性があり、公平な選抜方法とはいえない。

【照会事項（3）】

上記のほか、大学入学者選抜の改善を図るという観点から、現行の大学入学者選抜実施要項により定める入試日程や出願書類等に関する意見

- 現行の大学入学者選抜実施要項に定める入試日程は高等学校における教育課程の適正な実施のために、これまで高等学校、大学、文部科学省ともに協議しながら定められたものであり、適正であると考えられる。入試日程の早期化は高等学校での学習の定着やこれまで長年かけて変革してきた知識偏重からの脱却という学びの質に対する変容、内容の偏りにつながる可能性もあり、好ましくない。また、早期化により経済格差や地域格差、学校間格差が生じる可能性も高く慎重に対応すべきである。
- 総合型選抜や学校推薦型選抜において基礎学力の定着度合いを評価・判定に用いることを目的とする評価方法を新たに整理することは必要である。その際、大学入学者選抜実施要項に明確に記載し、受験者、高等学校、大学等に十分に周知することが必要である。
- 「専願制」又は「併願可」を各大学の募集要項に明記するなど、わかりやすく示す工夫をお願いしたい。募集要項では「専願制」としているのに、WEBでの「よくある質問」に「併願可」となっていたり、オープンキャンパス等での個別相談で「併願可」と伝えたりすることは受験者や指導する教員にとって分かりにくく、公平な選抜をさまたげるおそれがある。そうしたことが、高等学校間での指導の違いを生み、生徒・保護者等からの「他校では併願できるのになぜだめなのか」といった要項を順守している高等学校への苦情につながることもある。学校推薦型選抜は「専願制」、総合型選抜は「併願可」などと整理するとともに、「専願制」の大学等に出願した場合の併願は認められないなどの周知徹底を図っていただきたい。
- 併願を可とする総合型選抜において、合格した受験者に年内に初年度納入金の一部を納めさせ、一般選考の結果が出た後他大学等に入学する場合に、納付した一時金が戻らないやり方は、経済的負担を過度に強いるものとなり、経済格差につながる恐れがある。
- 受験者や進路指導担当教員の大きな負担となる入試日程や出願方法等の大きな変更は避けたい。
- 学校推薦型選抜における一部の大学での「高校ごとの一括出願」を見直していただきたい。出願（郵送）開始日からWEB出願可能となる大学等において、受験者全員分の出願書類が揃って一括出願までの期間が短い場合があり対応に苦慮している。出願は、本来受験者の責任において行うべきものである。また、出願者がいない場合における「辞退届」についても不要と考える。出願がないことで判断できることである。
- 各大学等学校推薦型選抜などにおいて、高等学校に示す推薦基準や要件について、記載順序や表現等が各大学等によってまちまちであり、高等学校は読み取りや整理に苦慮している。校内資料作成時の誤りの防止のためにも求人票のように統一様式又は記載項目の順序、表現等の共通化を検討いただきたい。
- 高等学校が作成し提出する調査書の電子化を実現していただきたい。また、各大学等が高

等学校に求める提出書類の様式の統一化と電子化も検討いただきたい。

- 学校推薦型選抜において、各大学等から求められる推薦書の様式について現状ではまちまちで高等学校が作成する際の負担が大きい。作成、点検等の業務負担軽減のためにも、各大学等が必要に応じて加除修正して用いるような共通様式を定めていただきたい。また、電子媒体で作成し提出できるようなシステム等の整備を早急に検討いただきたい。

以 上